渋谷区都市計画図·日影規制図 【変更分】 高度利用地区、市街地再開発事業(渋谷二丁目22地区)の変更 今和7年8月8日施行 5-3 変更前 250 0 50 100 400m 300 300 例 凡. 30m3 30m3 400 400 ●容積率・高度地区・日影規制 〈地域地区〉 5-3 5-3 容積率を示す(%) ●用途地域 高度地区を示す 第一種低層住居専用地域 60% 高度地区凡例 Om A 和高度地区 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 500 500 Om Om高度地区 第二種中高層住居専用地域 800 ▲ 第▲種高度地区 第一種住居地域 日影規制時間を示す 第二種住居地域 700 700 毎規制される日登時間は、東地境界線から5mを二入10mの範囲と10mを 二入る範囲の2種類です。また日野の創造面は、第一種配質日野用地 級及び第一種医療日野用地域で平均地整面より15mの高さ、その他 の地域ではすべて4mです。 住 居 地 域 近隣商業地域 最低限高度地区 業 地 域 ※健築物の高さを7m以上としなければなりません 工 業 地 域 ●防火・準防火・新防火地域 ●特別用涂地区 防火地域-容積率400%以上の区域及び □□・□□・□□・□□の区域 別 工 業 地 区 準防火地域ー上記以外の渋谷区全域 一種 文 教 地 区 新たな防火規制区域(新防火地域)-種 文 教 地 区 700 700 ●その他 一種風致地区 第 二 種 風 致 地 区 特別緑地保全地区 30m 財 車 場 整 備 地 区 〈都市計画施設〉 ●都市計画道路 業決 定部 画決 定 部 600 600 廃 部 ıl: 300 300

渋谷区都市計画施設・地区計画等図 【変更分】 高度利用地区、市街地再開発事業(渋谷二丁目22地区)の変更 今和7年8月8日施行

